

防整技第7172号
28.3.31
一部改正 防整技第5006号
令和2年3月30日
一部改正 防整技第14854号
令和6年6月26日
一部改正 防整整第15240号
令和7年6月27日
一部改正 防整整第8741号
令和8年3月31日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

測量・土質調査等業務委託積算価格算定要領等について（通知）

標記について、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）のうち、陸上工事に係る測量・土質調査等業務委託の積算価格算定には、国土交通省が定める設計業務等標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）を、港湾工事に係る測量・土質調査等業務委託の積算価格算定には、同省が定める港湾請負工事積算基準書を平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

また、これらの適用に当たっての運用については、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長、防衛監察監

配布区分：整備計画局施設計画課長、施設整備課、提供施設計画官

設計業務等標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）、
港湾請負工事積算基準書の適用に当たっての運用

1 基準書の適用範囲

測量・土質調査等業務委託の積算価格算定に当たり、国土交通省設計業務等標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書（参考資料）、港湾請負工事積算基準書（以下「国土交通省積算基準書」という。）を適用することとなるが、国土交通省積算基準書のうち、適用する範囲は、設計業務等標準積算基準書の「第1編測量業務」及び「第2編地質調査業務」、設計業務等標準積算基準書（参考資料）の「第1編総則」、「第2編測量業務」及び「第3編地質調査業務」、港湾請負工事積算基準書の「第3部その他の積算基準」のうち、「第2編測量・調査等業務1節測量業務」及び「第3編土質調査業務」を適用することとする。

なお、陸上工事の測量調査業務委託において、技術管理費のうち成果検定費については計上しないこととする。

2 基準書を適用するに当たっての読替え

国土交通省積算基準書を適用するに当たり、次の箇所は読み替えるものとする。

(1) 設計業務等積算基準書第2編地質調査業務の読替え

第2編第1章第1節1-1中「土木事業」を「建設工事」に読み替える。

(2) 設計業務等積算基準書（参考資料）第1編総則の読替え

第1章第2節2-2(10)中「業務価格は、10,000円単位とする。」を「業務価格は、1円単位とする。」に読み替える。

第2章第1節1-3-3(1)中「各所管の「旅費取扱規則」によるものとする。」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。（以下「規程」という。）によるものとする。」に読み替える。

(3) 港湾請負工事積算基準書第3部その他の積算基準第2編測量・調査等業務1節測量業務の読替え

1節2-2-1の1)(5)①中「「国土交通省所管旅費取扱規則」および「国土交通省日額旅費支給規則」に準じ算出する。」を「規程に準じて積算する。」に読み替える。

1節3-7、4-8、5-7、参考資料2-7中「「第1編、1節、2-5旅費の算定」を適用して算出する。」を「規程に準じて算出する。」に読み替える。

(4) 港湾請負工事積算基準書第3部その他の積算基準の「第3編土質調査業務」

の読替え

1節2-2-1の1)(1)⑨中「国土交通省所管旅費取扱規則」および「国土交通省日額旅費支給規則」に準じ算出する。」を「規程に準じて算出する。」に読み替える。

1節3-1-4中「第1編、1節、2-5 旅費の算定」を適用して算出する。」を「規程に準じて算出する。」に読み替える。

3 適用に当たっての細部事項

国土交通省積算基準書を適用するに当たっての細部事項は、整備計画局施設整備課長が別途定めることができる。